

道州制の導入に対する決議

- 1 道州制の導入は、道州と基礎自治体という二層構造を想定し、地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いることになる。我が国にとって重要な役割を果たしてきた多くの農山漁村の自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながるものである。
現存する町村と多様な自治のあり方を決して否定してはならない。
- 2 一方、これまでの道州制論議は、国民的な議論がない中で、現行の都道府県制度のどこにどういう問題があるのか、道州制は一体何をもたらすのか、道州制での国と道州、基礎自治体の具体的な役割、税財政制度等について明らかにされないまま、あたかも今日の経済社会の閉塞感を打破しうるような変革の期待感だけを先行させ、主権者である私たち国民の感覚からは遊離したものとなっている。
- 3 こうした中で、安倍首相は、先の衆議院予算委員会において道州制基本法案について「党の議論が最終審査の段階であり、できる限りこの国会で成立するように努力する。」と早期成立に強い意欲を示したところである。
- 4 道州制は、地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出すもの

である。また、税源が豊かな社会基盤が整っている大都市圏へのさらなる集中を招き、地域間格差は一層拡大する。加えて、道州における中心部と周縁部の格差も拡がり、道州と住民の距離が遠くなって、住民自治が埋没する危惧がある。

もとより、どの地域においても国民一人ひとりが安心して暮らすことができる国土の多様な姿に見合った多彩な市町村の存在こそが地方自治本来の姿であり、この国の活力の源泉であることを忘れてはならない。

よって、道州制の導入には反対である。

以上、決議する。

平成25年5月21日

東京都町村会